

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	子ども医療費助成に関する事務 基礎項目評価書 【Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

霧島市は、子ども医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

助成対象者の口座情報、住民税課税状況、助成対象となる子どもの健康保険情報等を取り扱うため、情報漏えいの事態が生じないように、関係書類の保管等については鍵付の保管庫に日々収納するなど、厳重に取り扱うように努める。

評価実施機関名

霧島市長

公表日

令和8年10月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費助成に関する事務
②事務の概要	<p>ア 事務の説明 子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康の保持増進を図るため、医療保険各法に規定する被保険者又は被扶養者である子どもで市内に住所を有する者について、その子どもを現に監護している者に対し、医療費の全部又は一部を助成し、若しくは医療を給付する。</p> <p>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 霧島市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく「霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例」及び「霧島市子ども医療費助成条例」の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども医療費助成金受給資格者の登録申請に関する事務 ・受給資格登録事項変更の届出に関する事務 ・助成金の支給申請に関する事務 ・助成金の返還に関する事務 <p>なお、子ども医療費助成金受給資格者の登録申請及びその添付書類については、窓口や郵送での受付に加え、サービス検索・電子申請機能での受付も行う。</p> <p>〈Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・総合福祉Wel+子ども医療 ・Acrocity行政基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・サービス検索・電子申請機能 ・Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費助成台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【個人番号の利用の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)9条第2項 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項 別表第1の3の項</p> <p>【Public Medical Hub (PMH)を利用する際の委託に伴う提供の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)19条6号</p> <p>【各手続の根拠】 霧島市子ども医療費助成条例第5条、第7条、第9条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	<p>【特定個人情報を照会できる根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)19条第9項 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第2項 別表第2の3の項</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 なし</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども部子育て支援課
②所属長の役職名	こども部子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)1141
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども部子育て支援課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)2063
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	情報照会を行う権限のある職員を限定しており、事務処理の手順等については担当者間で共有し、事務処理の正確性を確保している。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	基幹系システムへのアクセスが可能な職員は、ID・パスワードの入力及び生体認証によって限定しているため、権限のない者(アクセス権限のない職員等)によって不正に利用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月31日	特記事項	<p>受給資格者の口座情報、所得金額、勤務先情報等を取り扱うため、情報漏えいの事態が生じないように、新規登録申請書や変更届等は、鍵付の保管庫に日々収納するように厳重に取り扱うように努める。</p> <p>受給資格者からの問合せに対しては個人番号、生年月日等による本人確認を十分に行い、医療機関からの問い合わせについても照会理由に応じて情報提供の可否を慎重に判断し、個人情報漏えいがないように努める。</p>	<p>平成27年10月5日に公布した霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年霧島市条例第31号)に規定し、個人番号を取り扱うことを検討していたが、庁内で協議した結果、当分の間、個人番号を取り扱わないこととしたため、非公表とする。</p>	事後	
平成28年3月31日	I-1-② 事務の概要	<p>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容</p> <p>霧島市は、霧島市子ども医療費助成条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(案)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給資格者の登録 ・受給資格者証の交付 ・助成金の支給 ・助成金の返還 	<p>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容</p> <p>なし</p>	事後	
平成28年3月31日	I-1-③ システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・Acrocity宛名管理 ・Acrocity医療費助成 ・Acrocity住民基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー 	<ul style="list-style-type: none"> ・Acrocity行政基本 ・Acrocity医療費助成 	事後	
平成28年3月31日	I-2 特定個人情報ファイル名	乳幼児医療費助成台帳	なし	事後	
平成28年3月31日	I-3 法令上の根拠	<p>【個人番号利用の根拠】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(案)</p>	<p>【個人番号利用の根拠】</p> <p>なし</p>	事後	
平成28年3月31日	I-4-① 実施の有無	実施する	実施しない	事後	
平成28年3月31日	I-4-② 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(案)</p>	なし	事後	
平成30年6月30日	特記事項	<p>平成27年10月5日に公布した霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年霧島市条例第31号)に規定し、個人番号を取り扱うことを検討していたが、庁内で協議した結果、当分の間、個人番号を取り扱わないこととしたため、非公表とする。</p>	<p>助成対象者の口座情報、住民税課税状況、助成対象となる子どもの健康保険証情報等を取り扱うため、情報漏えいの事態が生じないように、認定申請書等の取り扱い、鍵付の保管庫に日々収納するように厳重に取り扱うように努める。</p>	事前	いったん非公表としたが、関係条例等について所要の改正を行なった上、平成30年11月を目途に情報連携を開始することとした。(以下「再公表に係る説明」)
平成30年6月30日	I-1-② 事務の概要	<p>ア 事務の説明</p> <p>霧島市子ども医療費助成条例による医療費助成受給資格登録を行った者に対し、子ども医療費助成受給資格者証を発行し、受給資格者が医療機関等に支払った一部負担金を、自動償還払い又は窓口申請を受けて助成する。</p> <p>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容</p> <p>なし</p>	<p>ア 事務の説明</p> <p>子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康の保持増進を図るため、医療保険各法に規定する被保険者又は被扶養者である子どもで市内に住所を有する者について、その子どもを現に監護している者に対し、医療費の一部を助成する。</p> <p>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容</p> <p>霧島市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく「霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例」及び「霧島市子ども医療費助成条例」の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金の決定 ・助成金の返還 	事前	再公表に係る説明と同じ
平成30年6月30日	I-1-③ システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・Acrocity行政基本 ・Acrocity医療費助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・Acrocity医療費助成 ・Acrocity行政基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー 	事前	
平成30年6月30日	I-2 特定個人情報ファイル名	なし	子ども医療費助成台帳	事前	再公表に係る説明と同じ
平成30年6月30日	I-4-② 法令上の根拠	<p>【個人番号利用の根拠】</p> <p>なし</p> <p>【各手続の根拠】</p> <p>霧島市子ども医療費助成条例第5条から第9条まで</p>	<p>【個人番号の利用の根拠】</p> <p>霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項 別表第2の3の項</p> <p>【各手続の根拠】</p> <p>霧島市子ども医療費助成条例第4条第3項</p>	事前	再公表に係る説明と同じ
平成30年6月30日	I-4-① 実施の有無	実施しない	実施する	事前	再公表に係る説明と同じ
平成30年6月30日	I-4-② 法令上の根拠	なし	<p>【特定個人情報を照会できる根拠】</p> <p>霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第2項 別表第2の3の項</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】</p> <p>なし</p>	事前	再公表に係る説明と同じ
平成30年6月30日	I-5-② 所属長	岡元 みち子	砂田 良一	事後	H30.4.1付人事異動による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月30日	Ⅱ-1 対象者数	平成29年4月1日時点	平成30年6月30日時点	事後	時点の修正 H30.6.30現在の税関系情報閲覧対象者数 18,513名
平成30年6月30日	Ⅱ-2 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年6月30日時点	事後	時点の修正 H30.6.30現在の取扱者数 48名
平成31年3月31日	I-1-② 事務の概要 イ	・助成金額の決定 ・助成金の返還	・子ども医療費助成金受給資格者の登録申請に関する事務 ・受給資格登録事項変更の届出に関する事務 ・助成金の支給申請に関する事務 ・助成金の返還に関する事務	事後	事務種別に誤りがあったため修正
平成31年3月31日	I-1-③ システムの名称	・Acrocity医療費助成	・Wel+子ども医療	事後	H31.1月システム更新による
平成31年3月31日	I-5-② 所属長	保健福祉部子育て支援課長 砂田 良一	保健福祉部子育て支援課長	事後	記載ルールの変更
平成31年3月31日	Ⅱ-1 対象者数	平成30年6月30日時点	平成31年3月1日時点	事後	時点の修正 H31.3.1現在の税関系情報閲覧対象者数 19,376人
平成31年3月31日	Ⅱ-2 取扱者数	平成30年6月30日時点	平成31年3月1日時点	事後	59人(国分 職員9 臨職4、隼人 職員4 臨職2、他支所 職員24 臨職5、電算6、SE5)
令和2年3月31日	表紙-特記事項	受給資格者の口座情報、所得金額、勤務先情報等を取り扱うため、情報漏えいの事態が生じないように、認定申請書及び現況届の取り扱い、鍵付の保管庫に日々収納するように厳重に取り扱うように努める。	受給資格者の口座情報、所得金額、勤務先情報等を取り扱うため、情報漏えいの事態が生じないように、関係書類の保管等については鍵付の保管庫に日々収納するなど、厳重に取り扱うように努める。	事後	再評価にあたり文言を修正
令和2年3月31日	I-3 法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項 別表第1の3の項 【各手続の根拠】 霧島市子ども医療費助成条例第4条第3項	【個人番号の利用の根拠】 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項 別表第1の3の項 【各手続の根拠】 霧島市子ども医療費助成条例第5条、第7条	事後	根拠例規の訂正
令和2年3月31日	Ⅱ-1 対象者数	平成31年3月1日時点	令和2年3月31日時点	事後	時点の修正 R2.3.31現在の税関系情報閲覧対象者数 18,940人
令和2年3月31日	Ⅳ リスク対策	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「十分である」	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「委託しない」	事後	錯誤
令和2年3月31日	Ⅳ リスク対策	8. 監査 「内部監査」	8. 監査 「自己点検」「内部監査」	事後	追加
令和2年3月31日					評価の再実施
令和3年3月31日	I-3 法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項 別表第1の3の項 【各手続の根拠】 霧島市子ども医療費助成条例第5条、第7条	【個人番号の利用の根拠】 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項 別表第1の3の項 【各手続の根拠】 霧島市子ども医療費助成条例第5条、第7条、第9条	事後	錯誤
令和3年3月31日	Ⅱ-1 対象者数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	税関係情報閲覧対象者数 19,124人
令和3年3月31日	Ⅱ-2 取扱者数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	65人(国分 職員8 臨職4、隼人職員4 臨職3、他支所 職員26 臨職9、電算6、SE5)
令和4年3月1日	I-1-② 事務の概要	ア 事務の説明 子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康の保持増進を図るため、医療保険各法に規定する被保険者又は被扶養者である子どもで市内に住所を有する者について、その子どもを現に監護している者に対し、医療費の一部を助成する。	ア 事務の説明 子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康の保持増進を図るため、医療保険各法に規定する被保険者又は被扶養者である子どもで市内に住所を有する者について、その子どもを現に監護している者に対し、医療費の全部又は一部を助成し、若しくは医療を給付する。	事後	根拠例規の改正に伴う修正
令和4年3月1日	Ⅱ-1 対象者数	令和3年3月31日時点	令和4年3月1日時点	事後	税関係情報閲覧対象者数 21,039人
令和4年3月1日	Ⅱ-2 取扱者数	令和3年3月31日時点	令和4年3月1日時点	事後	66人(国分 職員9 臨職4、隼人職員4 臨職3、他支所 職員26 臨職9、電算6、SE5)
令和5年3月1日	Ⅱ-1 対象者数	令和4年3月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	税関係情報閲覧対象者数 22,600人
令和5年3月1日	Ⅱ-2 取扱者数	令和4年3月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	59人(国分 職員10 臨職4、隼人職員4 臨職3、他支所 職員28 臨職1、電算7、SE2)
令和6年3月1日	Ⅱ-1 対象者数	令和5年3月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	税関係情報閲覧対象者数 26,907人
令和6年3月1日	Ⅱ-2 取扱者数	令和5年3月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	60人(国分 職員10 臨職2、他支所 職員30 臨職9、電算7、SE2)
令和7年3月31日					評価の再実施
令和7年3月31日	Ⅱ-1 対象者数	令和6年3月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	税関係情報閲覧対象者数 26,732人
令和7年3月1日	Ⅱ-2 取扱者数	令和6年3月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	59人(職員等52、電算5、SE2)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月19日	表紙-特記事項	助成対象者の口座情報、住民税課税状況、助成対象となる子どもの健康保険証情報等を取り扱うため、情報漏えいの事態が生じないように、関係書類の保管等については鍵付の保管庫に日々収納するなど、厳重に取り扱うように努める。	助成対象者の口座情報、住民税課税状況、助成対象となる子どもの健康保険情報等を取り扱うため、情報漏えいの事態が生じないように、関係書類の保管等については鍵付の保管庫に日々収納するなど、厳重に取り扱うように努める。	事後	令和7年12月2日の健康保険証廃止に伴う修正
令和8年3月19日	I-1-③ システムの名称	・総合福祉Wel+子ども医療 ・Acrocity行政基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	・総合福祉Wel+子ども医療 ・Acrocity行政基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・サービス検索・電子申請機能(びったりサービス)	事後	令和8年3月下旬の子ども医療費助成制度にかかる「びったりサービス」の開始による追加
令和8年3月19日	II-1 対象者数	令和7年3月1日時点	令和8年3月1日時点	事後	税関係情報閲覧対象者数 27,626人
令和8年3月19日	II-2 取扱者数	令和7年3月1日時点	令和8年3月1日時点	事後	60人(職員等53、電算5、SE2)
令和8年7月31日	表紙-評価書名	子ども医療費助成に関する事務 基礎項目評価書	子ども医療費助成に関する事務 基礎項目評価書 【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務】	事前	PMH導入による追加
令和8年7月31日	I-1-② 事務の概要	<p>ア 事務の説明</p> <p>子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康の保持増進を図るため、医療保険各法に規定する被保険者又は被扶養者である子どもで市内に住所を有する者について、その子どもを現に監護している者に対し、医療費の全部又は一部を助成し、若しくは医療を給付する。</p> <p>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容</p> <p>霧島市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく「霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例」及び「霧島市子ども医療費助成条例」の規定に従い、特定個人情報等を以下の手続で取り扱う。</p> <p>・子ども医療費助成金受給資格者の登録申請に関する事務</p> <p>・受給資格登録事項変更の届出に関する事務</p> <p>・助成金の支給申請に関する事務</p> <p>・助成金の返還に関する事務</p>	<p>ア 事務の説明</p> <p>子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康の保持増進を図るため、医療保険各法に規定する被保険者又は被扶養者である子どもで市内に住所を有する者について、その子どもを現に監護している者に対し、医療費の全部又は一部を助成し、若しくは医療を給付する。</p> <p>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容</p> <p>霧島市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく「霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例」及び「霧島市子ども医療費助成条例」の規定に従い、特定個人情報等を以下の手続で取り扱う。</p> <p>・子ども医療費助成金受給資格者の登録申請に関する事務</p> <p>・受給資格登録事項変更の届出に関する事務</p> <p>・助成金の支給申請に関する事務</p> <p>・助成金の返還に関する事務</p> <p>〈Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務〉</p> <p>・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。</p> <p>・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。</p> <p>・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</p>	事前	PMH導入による追加
令和8年7月31日	I-1-③ システムの名称	・総合福祉Wel+子ども医療 ・Acrocity行政基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・サービス検索・電子申請機能(びったりサービス)	・総合福祉Wel+子ども医療 ・Acrocity行政基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・サービス検索・電子申請機能(びったりサービス) ・Public Medical Hub(PMH)	事前	PMH導入による追加
令和8年7月31日	I-3 法令上の根拠	<p>【個人番号の利用の根拠】</p> <p>霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項 別表第1の3の項</p> <p>【各手続の根拠】</p> <p>霧島市子ども医療費助成条例第5条、第7条、第9条</p>	<p>【個人番号の利用の根拠】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)19条第9項 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項 別表第1の3の項</p> <p>【Public Medical Hub(PMH)を利用する際の委託に伴う提供の根拠】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)19条6号</p> <p>【各手続の根拠】</p> <p>霧島市子ども医療費助成条例第5条、第7条、第9条</p>	事前	PMH導入による追加
令和8年7月31日	I-4-② 法令上の根拠	<p>【特定個人情報を照会できる根拠】</p> <p>霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第2項 別表第2の3の項</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】</p> <p>なし</p>	<p>【特定個人情報を照会できる根拠】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)9条第2項 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第2項 別表第2の3の項</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】</p> <p>なし</p>	事前	PMH導入による追加
令和8年7月31日	I-5-① 部署	保健福祉部子育て支援課	こども部子育て支援課	事後	組織改正に伴う変更
令和8年7月31日	I-5-② 所属長の役職名	保健福祉部子育て支援課長	こども部子育て支援課長	事後	組織改正に伴う変更
令和8年7月31日	II-1 対象者数	令和8年3月19日時点	令和8年7月1日時点	事後	税関係情報閲覧対象者数 27,626人
令和8年7月31日	II-2 取扱者数	令和8年3月19日時点	令和8年7月1日時点	事後	60人(職員等53、電算5、SE2)
令和8年7月31日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か「委託しない」	委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か「十分である」	事前	PMH導入による再評価

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年7月31日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの連携	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か 「接続しない(提供)」	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か 「十分である」	事前	PMH導入による再評価
令和8年7月31日	IV-8 人手を介在させる作業	人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 「人手を介在させる作業はない」	人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 「十分である」 判断の根拠 情報照会を行う権限のある職員を限定しており、事務処理の手順等については担当者間で共有し、事務処理の正確性を確保している。	事前	PMH導入による再評価
令和8年7月31日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	最も優先度が高いと考えられる対策 3) 権限のないものによって不正に使用されるリスクへの対策 当該対策は十分か【再掲】 「十分である」 判断の根拠 基幹系システムへのアクセスが可能な職員は、ID・パスワードの入力及び生体認証によって限定しているため、権限のない者(アクセス権限のない職員等)によって不正に利用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	PMH導入による再評価
令和8年10月29日	I-1-② 事務の概要	なし	なお、子ども医療費助成金受給資格者の登録申請及びその添付書類については、窓口や郵送での受付に加え、サービス検索・電子申請機能での受付も行う。	事後	電子申請開始による追記
令和8年10月29日	I-1-③ システムの名称	・総合福祉Wel+子ども医療 ・Acrocity行政基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・サービス検索・電子申請機能(びったりサービス) ・Public Medical Hub (PMH)	・総合福祉Wel+子ども医療 ・Acrocity行政基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・サービス検索・電子申請機能 ・Public Medical Hub (PMH)	事前	(びったりサービスを削除)